

# 遠野南部家と身延山

— 江戸中期を中心にして —

奥野本洋

## 一 はじめに

遠光の子南部光行が奥州へ下向したのは、建久二年のことである。波木井南部に実長を残し、他の五人を同道したと伝えられている。その中の一人実光が盛岡南部を名のり、嫡家筋を継ぐこととなった。身延山の檀越実長は甲州波木井に住し旧八戸祖、遠野南部の祖といわれているが、その子孫と身延山との関わりについて今回考察した。

実長四代の孫師行は、北畠顕家と共に延元三年戦死しているが、その後五代続いて南朝に忠誠を尽くしている。七代信光は神郷の領主神大和守に波木井の城をせめられた時、逆に神大和守を打ち破るという戦果を上げ、その報償として神郷の半分を賜うという後村上天皇の綸旨を受けている。その後、八代政光の時、一族を連れて八戸へ移り旧八戸南部を継承、それを契機に南部家と身延山は不通となってしまった。

南部嫡家二十九代重信<sup>1)</sup>は七戸隼人と称していたが、二十八代重直が世子を定めず卒去したため藩内は騒然となった。江戸城内において南部藩を二分することが決まり、十万石であった南部藩は八万石の南部藩と二万石の八戸藩とに分割されることになった。重信は二十七代利直の五男であるが、利直の第七子直房（中里教馬）が二万石を継ぐことと

## 遠野南部家と身延山（奥野）

なった。実長の流れの師行は国司代の時、八戸に根城を築き、南北朝合一後は波木井の本拠を離れ、八戸根城に定住。その為八戸南部と呼ばれるが、嫡家が二分され盛岡南部、八戸南部に分割の後には、旧八戸南部を遠野南部と称するようになった。

## 二 南部彌六郎

八戸から遠野に移封されたのは二十二代彌六郎直義の時代、寛永四年（一六二七）三月の事である。南部彌六郎の名は、実長が彌六郎と称していたことから始まるが、江戸時代彌六郎の名は南部藩を代表する名としてその名声を残した。<sup>32</sup> 彌六郎直義は嫡家筋からも信頼厚く、十九才で遠野南部を継いだ後、七十四才で亡くなるまで五十余年間にわたり当主として勤めたこととなる。延宝三年（一六七五）直義の死後、二十三代を相続したのは長子三五郎義長である。先代直義は新田家からの養子であったが、義長の母は二十代直政と二十一代清心尼子ねことの間に生まれた千代であったため、遠野南部の嫡流を継ぐには最高の血筋ちぢであった。義長の時代、徳川第五代綱吉なわが各大名に家系図譜の提出を命じ、その結果義長も伝家の諸文書を整理し、遠野南部家の祖、波木井六郎実長が身延山の大檀越であったことを知ったのであろう。身延との関係は二十二代直義が、寛文六年（一六六六）夏、久遠寺の二十九世隆源院日蓮上人の代よに、書状を以て音信が復活、貞享元年（一六八四）五月には三十一世日脱上人にちだつご自筆の曼荼羅本尊を南部家にさしあげている。延宝四年（一六七六）南部藩は幕府から江戸の火消し役を命ぜられるが、藩主重信は老齡にしてその任に耐えないといつて一門の義長に代理をさせている。義長が江戸詰めであった頃、谷中瑞林寺において日脱に拜謁し御太刀の目録と銀馬代を進上。義長は遠野南部家随一の名君といわれているが、身延山にも使者を派遣し、実

長と久遠寺との関係の事実を調査し、旧誼を回復したといわれる。

義長は元禄元年（一六八八）六月二十八日、四十八才で亡くなり、その後を義論が相続している。その時義論は年わずか七才であった。この年令で政治をつかさどる事は不可能であり、家老・重役たちの協議で行なわれたであろう。義論は十二年間の治政を行ない十八才の若さで亡くなるが、病氣平癒を身延山に依頼した様子がうかがわれる。「南部家文書」「一四九久遠寺日省書状」には、

未得御意候得共、一輪致啓上候、先以御所劣之趣承及、無心元令存候、尤御保養專要存候、然者為御祈念、太刀折紙銀馬代被遣、則備祖師之御宝前、御病悉除之御祈禱致候、委曲者御使者可為演説候間、不能細毫候、恐惶謹言

とある。身延三十二世智寂省師が義論の病氣平癒の祈念をし、そのお布施として太刀とその鑑定書、並びに銀馬代をいただいた御礼状である。くわしくは使いの者（代参者）に話をさせてもらったという内容である。元禄十二年（一六九九）五月二十二日付の書簡であるが、その二日前の五月二十日付の「一四八久遠寺當番知法院書状」には、八戸彌六郎様御内鳥屋部六郎右衛門に宛てた身延當番知法院の手紙が示されている。この手紙から、使いの者（代参者）が鳥谷部六郎右衛門であったことが知れる。手紙の内容は智寂省師のものとはほぼ同じで、「御馬代白銀三拾兩」であったということである。元禄十二年頃に活躍した身延當番役の知法院とは、『身延山坊跡録』を調べてみるに、大林房十六世の智法院日秀のことと考えられる。智法院は脱師門人であり、元禄十五年五十九才で遷化しており元禄十二年には五十六才であった。義論は智寂省師の手紙を見ることなく五月二十一日に亡くなってしまった。亡くなる三日前、五月十八日の日付で義論は中野吉兵衛、漆戸甚左衛門、桜庭十郎右衛門に宛て「後嗣之願書」を書いてゐる。「難得

快気」と願事の中にはあり、自身の病氣回復が無理と悟った義論が、嫡家筋の重役に家来数百人の行く末を案じて書いたものである。

義論は元禄十一年（二六九八）十月十五日十七才で元服、二十五代利戡も同年元服式を落ませている。義論亡き後、後継ぎの男子がなかったため、本家がかつ藩主であった行信の命により南部一門の山田彦市が二十五代を相続することとなった。ここで波木井南部家の血筋が絶たれ、かねてより盛岡南部家が望んでいたところの血筋の者が遠野南部を相続することになった。本来義論の嫁となるべきはずの南部重信の娘慶子は利戡と結婚。時に利戡十七才、慶子十五才であった。南部利長の孫山田勘解由を跡目養子としたわけであるが、利戡は南部二十七代信濃守利直の六男水利長の息子の大学利仲の子ということになる。<sup>90</sup> 利戡の治政は、元禄十二年から正徳二年（一七二二）までの十二年間であったが、その間連年の不作、天災地変が続き、財政的にも窮迫したもののようであった。この間、宝永四年四月に利戡は代人を立てて身延山久遠寺へ登らせている。又、自身は遠沾亨師が久遠寺永代紫衣の免許並びに勅願寺の宣旨をうけたことに対するお祝いのため、谷中瑞林寺において日亨師に對面している。利戡の死後、遠野南部家二十六代を相続したのは、南部藩主二十九代重信の末男南部織部賢信の子として生まれた善之助信有である。善之助が若狭と名を改めて相続したのは正徳二年十一才の時である。享保四年（一七一九）若狭は十七才になり、元服式をあげ南部彌六郎信有と改めた。「南部彌六郎」、「八戸彌六郎」の名については、宮崎英修先生著の『波木井南部氏事蹟考』中に、

実長には四子あり、長子は彦次郎、次郎或は六郎次郎と呼び字を清長、諱を実継と云ひ、次男を彌三郎、六郎三郎と呼び、字を家長、諱を實氏と云ひ、三男を孫三郎（彌三郎）、六郎四郎と呼び字を光経、諱を祐光と云ひ、

四男を彌六郎と呼び諱を長義、法名を日教と云ったと云ふことを知ることが出来やう。

とあり、表にして家譜、諸系図の呼称、本尊分与帳の呼称、秋山氏本の呼称をあげている。波木井家の名は長義が継いでいるが、遠野南部家の家系を継いだのは実継の系統であり、その二十二代直義から彌六郎即ち長義がよばれていた呼称でよばれるようになった。『遠野市史』の中に書かれている『遠野古事記』には次のように伝えられているとある。<sup>82</sup>

延宝五年の正月、義長が年頭の賀礼のために藩主重信の江戸邸に伺候した時、重信が年始の賀礼を受けると、おごそかに態度を改めて、「貴下の父君の彌六郎は、外にあつては四方に使いしてその主を恥かしめず、内にあつては一藩の柱石として重きをなし、その芳名は世上に鳴った。余は貴下の朝夕を見るに、父彌六郎に優るとも劣らぬ人材と見る。よつて爾後父の名彌六郎の名を継いで、諸家との交渉に当るべし。」とその襲名を命じた。義長は再三辞退したが許されず、爾後三五郎を彌六郎と改めた。そしてそれ以来、遠野南部家嫡家の当主は、藩主の命によつて彌六郎を称することになった。

しかし、他家から遠野南部を継いだ二十五代利戡、二十六代信有、二十八代義顔には、藩主から彌六郎襲名を命じられなかったというが、公文書などには八戸彌六郎と記してある。

### 三 日裕と遠野南部家

享保三年（一七一八）三月、身延山三十四世日裕に上人号宣下の沙汰があつたのを機に、南部家と身延との間に音信が復活した。日裕は將軍吉宗にお礼言上、三月二十九日に江戸を発ち、四月十一日京着、二十八日参内、五月二十

遠野南部家と身延山（奥野）

四日身延に帰山している。この慶事に対し信有は使者をたてて賀意を述べている。『南部家文書』「一五三西村吉左衛門覚書」によれば、八月八日に遠野を出発し、十九日江戸着、江戸で身延山への進物を調べ、二十三日江戸を発ち、二十六日に山本坊へ到着、宿としている。山本坊の住職妙光院は久遠寺の役人であり、取次當番役拾人のなかの一人であった。久遠寺の勤務を終え、坊へ下山してきた妙光院に対し、「上人様江若狭方より上人號宣下之御祝儀可申上と、拙者為差登申候由」の旨を挨拶している。翌日日裕に面会する前に、妙光院と打ち合わせを行なうのであるが、「覚書并地引之御書写置文写將軍様方御制札写一卷、御山御代々之御貫主御書付一卷、此方様御家之御代書一通、彼是六通」を内見してもらったのである。翌二十七日、久遠寺へ登り、日裕に面接し、覚書他をみてもらっている。日裕は地引之御書の写しをみて、身延山に格護されている真筆を未だ見たことがなく、「當山之寶物故住持に成候ても、自分には紛失等之程もいかがと致遠慮候故、山中之老僧共立合致詮議、彌有之候はば拜見に入可申候」といい、翌二十八日日蓮聖人直筆の地引之御書と日圓直筆の置文<sup>14</sup>を文台にのせ代参者西村に見せると同時に日裕自身もはじめてみるのである。翌二十九日には、山本坊より波木井之郷へ出家衆の案内で出かけている。實長の旧跡である梅平の屋敷跡をはじめ、實長の石塔、八幡宮を訪ねている。この代参に対し、日裕は八月二十八日付けで礼状を出している。二十八日といえば代参の西村氏が身延に逗留中のことである。日裕はその書状を西村氏に持参させたのであろう。「一五二日裕書状」には「猶々實長日圓公之不存御裔、當春中迄別疎略失礼之儀、無申訳候」とあり、信有が大檀越実長公の子孫であることを知らず失礼したことを詫びている。信有よりいただいた上人号宣下に対する祝いが、「晒布三疋、昆布一折、新金五百疋<sup>15</sup>」であったことも同書より知ることが出来る。又、同日付けの手紙で山本坊内の見静より西村吉左衛門に宛てた「一五二久遠寺諸堂覚書」があるが、これは、西村氏が「身延山逗留中宿坊妙光院御

弟子見静坊と申御出家へ、身延山之御堂、其外寺院號有増にも御書被下度と申候得ば、委細に御書付被下候」ということで書き送ったものである。それには、寺中として六老僧開基の六ヶ坊をはじめ、参詣宿坊の二十五坊、月行事を勤める七拾三坊、祈祷を勤める三十六坊があるということが示され、五老僧の名、拾人の取次當番の名があげられている。五老僧は智應院、格致院、本國院、本理院、圓妙院とあり、『身延山坊跡録』で調べてみると、智應院は松井坊十七世一老の日感、当時六十八才である。格致院は高雲坊六世、裕師の弟子で当時四十一才の日慎である。日慎は後に勅許律師上人を賜わり、延山の一老をつとめている。本國院は山本坊十九世、学禅院日逢の弟子で通師門人の大驗者、当時六十九才の日義である。本理院は杉之坊十六世、本行坊十三世で通師の弟子の日住である。当時六十七才であり、後に一老に就いている。圓妙院は林蔵坊十七世日諦である。この時は五老であり後に三老になったとの記録が残っている。<sup>65</sup>取次當番の拾人、妙祥院、徳成院、遠光院、亮光院、智光院、觀妙院、妙光院、亮勝院、觀了院、亨正院については、妙祥院は下ノ坊十六世の妙淨院日悦大徳と考えられる。徳成院は眞淨坊の十一世で通亨の弟子、後に高祖四百五十回忌の享保十六年（一七三三）には一老として遠忌を奉行した日性のことである。<sup>66</sup>遠光院は通亨に弟子であつた清水房十七世の日説である。亮光院については、『坊跡録』中に見つけることが出来なかつた。智光院は省師門人で定林坊十六世、後に一老となる日妙である。觀妙院は、やはり省師門人で志摩坊十二世の日完、日完は勅許權律師上人を賜わり、後に一老を勤めている。妙光院は先に述べた通り、山本坊二十世の日明、亨師の弟子である。亮勝院は大林坊十一世、通感坊四世の日禪、後に日歎と改めた。觀了院とは、円台坊中興十三世亨師の弟子の日諦。亨正院は南延坊十世、通感坊三世、後に四老の座にすわる日運、日運も亨師の弟子である。こうしてみてみると、当時の身延山久遠寺の要職についていた僧侶の多くは、通師、省師、亨師、裕師の弟子が多くいたことがわか

る。

#### 四 身延代参と取次當番

『南部家文書』中には、老僧、取次當番、役僧、院代等の諸役名が見られるが、この時代南部家の取次當番として活躍したのは南部家の宿坊山本坊住職妙光院日明である。同書には妙光院の名が数多く見られるが、その妙光院も「一六〇日裕書状」の中に「妙光院四五年来病身、今成病篤、終に十月二十八日歿神候」と書かれているように享保七年（一七二二）遷化している。時に五十七才であった。

山本坊が南部家の宿坊となった理由については、資料等が無いためはっきりしない。だが当時の山本坊は、六老僧の坊跡にくわえて、山内では有力な坊であったと考えられる。徳川家の宿坊でもあり、その関係から南部家の宿坊になったのではなからうか。南部家の身延参拜に関しては、主人自らが来山したという記録はない。家老等が代参として身延へ参拜している。元禄時代鳥屋部六郎右衛門が義論の代参をしているが、享保時代にはいり、西村吉左衛門、是川宇右衛門らが来山している。信有の使者として日裕の上人号宣下の祝儀のために来山するが、引きつづき宇夫方平太夫が代拜者として身延へ登っている。『南部家文書』中「一五七日裕書状」には、「一昨年重御煩之節、此山七面神之御誓願之所に立所に被為得御順快候之由毛頭不存、不及音問候き、依之此度御刀鑓一腰奉納被成候、本阿彌添状、白銀包賽銭等」とあり、信有が七面大明神に誓願したところ、病氣も平癒したので太刀他を奉納したと読みとれるのであるが、同書「八戸家系の信有の項」や『遠野市史』をみるに、信有が病氣をしたのは享保二十年（一七三五）五月下旬とあり、医薬、加治祈禱に努めたが一向に効なく、そのまま重態となり六月四日夜亡くなったとある。



「一五七日裕書状」は五月十一日に日裕より信有に宛てたものであって、五月下旬に信有が病気になった時の書状ではないとすると、信有は享保二十年の前にも病気になり、その病気平癒を身延に依頼していたと考えられる。しかし『南部家文書』筆の資料にも、あきらかに誤記と思われる箇所が散見されるところから、このことについても信を置きたい。「一五八日裕覚書」には、「実長公、彦次郎実継公江之在我山候御遺書之趣を以見候へば、其御家门は必此身延山之御檀越に無紛候」といって、南部家は代々身延山の檀越であることの確認をしている。又、二十三代義長の時代、徳川綱吉の命によって家系図を編輯していることについては先述したところであるが、信有の時代にも、第六代將軍家宜が諸大名に対し、家系譜の提出を命じている。信有は宇夫方政周(17)をしてその撰修を命じたが、その結果、実長以来の身延との関係を強く認識するに至ったことが考えられる。

取次當番役として妙光院が一時代をきづいたのであるが、妙光院も病気にはかたず、徐々に他の當番役に引きつぐことになる。『南部家文書』「一五九宇夫方平太夫覚書」には、御取次僧妙光院の名とともに、了勝院の名がみられる。「御奉納之御刀、祖師堂江之御初尾金包散供持参、御取次了勝院と申出家衆出合、御請取被成候」あるいは「了勝院御出候而被申候は、上人被申候者、可懸御目候之間、羅出候様にと被仰、妙光院と兩人先立にて」とあるように、了勝院が活躍するのである。了勝院は通感坊四世で、亨師の弟子であり、大林坊の十一世亮勝院日禅後に日欽と改めている僧と考えられる。了と亮のちがいはあるが、享保時代に活躍した山内の僧を調べてみるに他には見あたらない。了勝院は勅許律師上人を賜い寛保二年（一七四二）七十才で遷化している。智法院も了勝院もともに大林坊の歴代であり、そのことが後に南部家の宿坊が山本坊から大林坊へと変わっていったことに関係があるのではと考察した。

「一五九宇夫方平太夫覚書」中に奥院の再興について書かれているが、「奥之院大破に及申に付」再建のその用材を他所から運ぶことは大変であるが、身延の山の木で用が足りることがありがたい。考えるに實長日圓公のご寄進の山なれば、現在の当主若狭（信有）様のご寄進の材木と考えられると日裕上人が語っている旨の報告である。さらに御牌名書のこととして「過去帳は代々當山之實主直筆に書申支に候、此度之御牌名も祖師堂江納置候」とあり、實長日圓公以来の歴代々の牌名を書き込み、その回向を身延山で行なうという内容のことが書かれている。又、代参の者が七面山へ参詣、その時の別當の名を敬慎院としているが、七面山本社をさして敬慎院というのであり、別當の名というのは誤まりである。御寶前において八人の出家衆がご祈禱をしてくれ、さらに御札と御洗米をもたされて下山とある。赤沢の長福寺<sup>18</sup>に一泊後、身延山の奥院に寄り、そこでは三人の出家衆より御祈禱を受けている。奥院からは三光堂（大光坊）の道を通って久遠寺へと下山したことがわかる。久遠寺にもどつてくると「今日當番御取次徳寿院と申出家御出合候而」とあるように、前に述べた拾人の取次當番の中の徳成院日性のことをさして徳寿院といったのではなからうかと推察する。『坊跡録』中にも禿師代當番役とある僧である。この徳寿院の案内にて、日裕と五老僧の六人が立合いで実長公奉納の青江之御刀と實長日圓公自筆の御書共一卷、祖師自筆之題目大幅もの二幅、日蓮大菩薩と有之小幅之御懸物當太上天皇様御震翰之由、尊氏より南部次郎三郎殿へ之御書御懸物等を拝見したといふ。

七面山では八人の出家衆、奥之院では三人の出家衆のご祈禱を受けたというが、はたして身延山ではどうだったのだろうか、「宇夫方平太夫覚書」には、「一昨晚満山之僧を集、御祈禱相勸申候、昨晚は我等壹人にて御祈禱勸申候」とあり、宇夫方氏ら代参の者が七面山へ登山の前の晩は、満山の僧にてのご祈禱を勤めたことがわかる。又、太上天

皇様御震翰の「日蓮大菩薩」と書かれた懸軸の由来について書かれているが、「此御震筆は一道院と申出家より出申候」とあり、三十一世日脱の弟子の一道院日法(9)が京都に上り鴨川にて一千日の修行の後、靈元上皇を祈祷、靈驗あらたかであったため日法は大験者の繪旨を賜わり、身延山へは「日蓮大菩薩」の宸書を賜わったことをいっている。さらに坊城大納言書のこれに対する添書(20)が附せられている。

『南部家文書』「一六〇日裕書状」には遠野南部家の宇夫方氏より身延の妙光院へ手紙をいただいた様子が書かれている。その内容は奥院再興の件、本堂建立等がくわしく述べられている。ところが妙光院が五十七才で遷化したため、日裕より八戸若狭(信有)に宛て手紙が出され、さらに若狭からも手紙と共に名産品が日裕に届けられており、それに対する礼状も書かれている。「一六四南部信有書状案」には、遠野南部の歴代と身延との関わりについて短かくまとめられており、戦国時代身延との間に音信が中絶し、二十三代彌六郎義長が「登山晤言仕度希候之處、不幸に而短命」世を去った為、望を達し得ず、その後義論も自身が病氣となり利藪も若くして亡くなってしまった。その後を継いだ信有は、義長の素願を達成すべく身延山へ力をそそいだのである。この手紙は享保十六年三上兵左衛門が代参にて身延へ登った折持参したものである。三上氏が来山の節、同年十月七日より十三日迄の一週間予定されていた宗祖四百五十遠忌の御供に対する礼が述べられている。

代参人の名として鳥屋部六郎右衛門、西村吉左衛門、是川宇右衛門、宇夫方平太夫、三上兵左衛門氏らの名があげられているが「一六六日裕書状」中に、「相統西村、今中、曾中、宇夫方氏之歴々依登山」とあり、西村、宇夫方以外に中館氏の名がみられる。中館氏の名については『遠野市史』をみてみるに、「七歳の幼主義論を補佐して政治の当局に当たったのは、盛岡の遠野屋敷においては家老の中館勘兵衛常満、遠野においては城代家老の新田小十郎長政、仕置家老福

遠野南部家と身延山（奥野）

田甚五兵衛与形、加判役中館忠佐衛門常久が中心になって万事を処理した。」とあるので、中館氏は家老の中館勘兵衛と考えられる。中館勘兵衛は、義長時代以来盛岡南部家と遠野南部との連絡を行ない遠野南部の中心として活躍した人である。

前にも述べた通り、三十四世日裕に上人号が宣下せられ、その祝意を述べるため代参を遣わし、同時に奥之院再建の相談等、手紙のやりとりがあった。その後十二、三年間をおき、日蓮聖人四五〇遠忌の頃、再び遠野と身延との間に音信が交わされるようになる。それらの手紙をみるに、遠野二十三世義長以降の身延山との関わりについて再確認するような内容のものである。前に交わされた手紙類が残っていたのであろう。先祖と身延との関わりを何度も書いている。それに答えて身延日裕からも実長が身延山を開闢したこと、そのことに気づいた義長が身延と遠野との深い因縁を認識し、子々孫々に至るまでこの関係を忘れてはならない旨の手紙を書いている。<sup>24</sup>

遠野南部家には「身延山代参覚書」が残されているが、本書はもと「御家伝抜」といわれていたものであり「南部家文書」の「一六七」にあげられている。その書によれば、波木井六郎實長が身延山を日蓮聖人に奉納、八代政光の代に奥州八戸に一族を連れて移ってから数代の間、世は戦国時代となり音信が絶えていたが、義長の代になって復活した旨が述べられている。又、江戸谷中瑞林寺において、義長が日脱に拜謁、義長は御太刀目録銀馬代を進上、日脱からは自筆の曼荼羅を南部家に献上。宝永年間二十五代利載の代、やはり谷中瑞林寺にて、三十三世日亨上人へ御太刀目録を進上している。延享三年十月二十五日は日圓尊儀實長公の四百五十年忌であるが、使者馬場九右衛門上下四人を使者として身延へ登らせている。久遠寺へ遠忌の香奠として白銀百両を、久遠寺上人へ白羽二重貳疋、皮革一箱を、又、同じ品を一圓庵隠居へも届けている。さらに砂金を二年分四拾石を奉納している、それも文金に吹替るため

三割増しとして届けることが記されている。馬場氏他の代参者が箱根等の関所を通行する為の通證文の発行願いをしているが、その願い書の中に中館勘兵衛の名がみられる。中館勘兵衛については、先にも述べた通り、義長の時代以来の家老と考えてよいものだろうか、それとも五十年もの歳月が経っているところから、中館勘兵衛の名を襲名しているのであろうか。延享三年は身延は三十七世日寛の時代である。遠野南部家においては二十七代信彦の時代である。信彦は享保二十年（一七三五）より延享二年（一七四五）までの十二年間の治政であったが、隠居後も治政を行ない、安永三年（一七七四）に亡くなるまでの長きにわたった。二十八代を相続したのは八戸頼母義文の長子の彦顔である。延享二年信彦の嗣子となり遠野南部家を継いだのである。「八戸彌六郎家来馬場九右衛門上下四人用事有之、甲州江罷登候、相改御境御通可被成候」と、鮎貝の御番所へ宛てた盛岡在番新田茂左衛門、福田作兵衛、澤田彌右衛門、中館勘兵衛連名の願い書がある。延享三年九月二日に遠野を出立した九右衛門らは、九月十三日に江戸到着、江戸にて御留主居の関新兵衛より箱根通御證文を受けとり、十七日に江戸を発足、二十二日に身延山へと着き、従来通り山本坊を宿とした。翌二十三日身延山へ登り昼食をよばれるが、その饗応をしてくれたのが全良院といい、『南部家文書』中には家老僧とある。身延山の院代、もしくは五老僧格なのであろうが、武家社会という家老にあたるような僧ということで「家老僧」と称したのか。全良院が言うのに、明日明後日、即ち九月二十四日、二十五日の両日に法事を営むというのである。正当は十月二十五日なのであるが、「寒氣之時節雪国故、一派之寺院路次面倒え筋有之に付、九月に取越法事執行」ということで一ヶ月早めた旨の事情がわかる。南部家では御香奠他日寛にも品々を用意し、さらに一圓庵へ隠居している三十六世日潮にも品物を用意していた。九月二十六日身延を発った一行は、十月一日江戸へ着き、同六日江戸を発ち、十月二十一日に盛岡の屋敷へ帰着したのである。「一六七身延山代参覚書」には、

遠野南部家と身延山（奥野）

宝永四年（一七〇七）利戡の代の代参のことから、延享三年日圓四百五十回忌の折の代参の事、寛政八年の日圓五百回忌の代参の事が書かれている。宮崎英修先生著『波木井南部家事跡考』一七三頁に、「寛政八年実長の五百遠忌を営み（一六七号）馬場九右衛門上下四名をその代参として上らせ」とあるが、寛政八年の五百遠忌に上ったのは新田判左衛門他であり、馬場九右衛門上下四名は四百五十回忌に身延に上ったのであり、「五百遠忌……馬場九右衛門云云」は誤記であろう。

寛政八年の代参は遠野南部二十九代怡顔の時に行なわれている。身延は第四十九世日地の時代であった。九月十七日江戸を出立、二十一日に「大村と申所に、新田判右衛門参候」とある。大村は現在の山梨県東山梨郡牧丘町のこ。その大村まで身延山の使僧が迎えに出ている。「宿坊大林坊と申僧是に罷出居候」とあるように、従来山本坊であったが、この時代南部家の宿坊は大林坊に変わっていた。身延への道中、以前は山本坊が宿坊であったのが大林坊へ変わった旨の話をしたという。又、東坊という僧が使僧として口上を述べた様子がわかる。二十二日久遠寺へ上り進物を差し出すが、羽二重貳疋、椎茸一箱、封状目録の外香奠白銀百両である。大林坊が案内役として本山へのぼり、その時本山の役僧として学善院という僧が立ち合っている。学善院は覚林房二十三世の日量上人である。信行坊を再建し文政元年五十九才で遷化しているので、寛政八年には三十七才である。さらに院代として潮文院<sup>23</sup>が出合い接待している。二十三日、二十四日の両日久遠寺へ上り、法要において焼香、祖師堂へ金貳百疋、真骨堂に貳百疋の御供をしている。本山貫主からは但馬様（怡顔）に対し湯皮一箱、阿部茶一箱をお土産としてもたせている。

天保二年（一八三一）日蓮聖人の五百五十回忌には、工藤権蔵上下三人を以って代参せしめている。この時の香奠

は白銀三拾料、日圓様のご宝前へ金百疋とあるが、馬場九右衛門が日圓上人四百五十回忌に登山した折の香奠とくらべてみると、半分以上である。日圓上人の遠忌は南部家としての立場でそれだけのことをされたとみるのか、それとも時代の変遷でそれだけのことが出来なくなっていたのかわからないが、遠野南部家藩主も打ち続く凶作等により、経済的に不安定な時代があったことは考えられる。

## 五 おわりに

江戸時代中期における身延山と南部家との関わりについてみてきたが、二十三代義長の時より身延との関係が復活、義長は実長の後裔であるという誇りのもと、その後二十四代義論、二十五代利截、二十六代信有の時代再三代参を計画し実行している。身延側も、開基檀越の末裔であることを知り、厚誼が復活していった様子がわかるのである。遠野南部家が実長の直系ということになっているが、実長が波木井に住していたことから波木井を姓とし、その末裔が身延に住み続けていたことも考えられる。それは波木井彌六郎長義（波木井家）の流れを汲んだ十代三河守義実日浄が峯城にて自害、南部波木井の家は滅亡するが、その後武田家の滅亡することによって波木井家の末葉も身延の町へ引こもり生活をしていた。<sup>25</sup> 享保十三年（一七二八）四月六日に亡くなっている主計助実紹日見もその流れの人である。<sup>26</sup> 日省上人代元禄十二年十二月十五日当番円正房の名を以て左の如き年寄役免除の申渡があった。<sup>26</sup>

波木井主計、熊王重郎兵衛格別之家故、先規ヨリ年寄役不<sub>二</sub>相務<sub>一</sub>、候得共、中頃ヨリ年寄役ニ相成候、就<sub>レ</sub>夫<sub>ニ</sub>年寄役相務候テハ渡世之障ニモ罷成候条、如<sub>レ</sub>先規御免被<sub>レ</sub>下候様ニト訴有<sub>レ</sub>之故、願之通年寄免許、乍<sub>レ</sub>去<sub>リ</sub>格別之家

ニテ候間、大切成相談之節者相加へ候様ニト評定中ヨリ宿太郎へ被<sub>レ</sub>申渡<sub>二</sub>候事

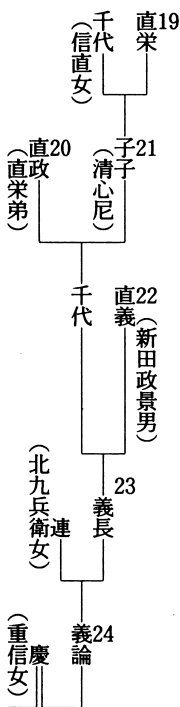
遠野南部家と身延山（奥野）

とある。大檀越の末裔も、元禄の頃には次第に衰退し町中の課役に従事するのに困窮するようになっていた。祖山に勲功ある家柄ゆえ、優遇措置を講じたのであろう。身延山久遠寺発行の『身延鑑』が徳川時代出版されるが、波木井家が代々その発売所、即ち「売所身延中町波木井織部」とあり、「身延かがみ井に絵図外より一切出し申さず候」とあるところから、一つの特権を開闢以来の大檀越の子孫に与えていたことがわかる。先祖をたどれば実長に到るが、実長の子、実継と長義との子孫として二十数代を過ぎたことにより、身延の波木井家と遠野南部との間に交際が断えていたのは事実である。

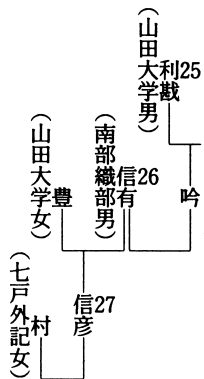
註

- (1) 『三百藩藩主人名辞典』に、「重信（一六一六〜一七〇二）陸奥南部藩十万石第四代南部家二十九代当主、七戸家を継ぎ七戸単人と称した。寛文四年九月藩主重直が世子を定めず卒去し騒然となる。重直の弟七戸単人・中里数馬に南部藩八万石、八戸藩二万石に分領す。」とある。『南部史要』一一二頁。
- (2) 『遠野市史』五一頁に、「別に前期八戸南部、後期八戸南部と区別することもある」とある。
- (3) 『遠野市史』二二七頁参照。
- (4) 『遠野市史』二六七頁。

『遠野南部家系譜』（近世初期）







(5) 『南部家文書』「一六七身延山代参覚書」中にそう書かれているが、寛文六年には日蓮は身延の狛座になく、翌七年(一六六七)に二十九世となっている。

(6) 『遠野市史』二二八頁。「南部藩が幕府から江戸丸ノ内、大手町一帯の火消し役を命じられた。」

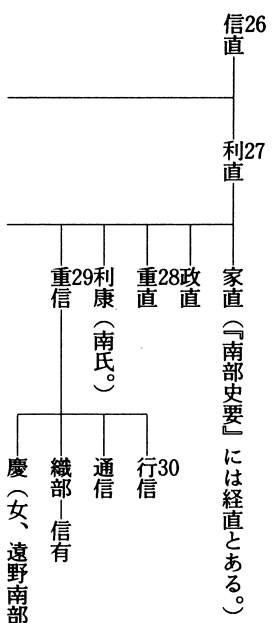
(7) 『南部家文書』「一四七南部義論願書写」

(8) 『三百藩藩主人名事典』一一三頁。「二十九代当主重信の三男として盛岡に生まれ、父重信が七戸家を継承し行信これに従う。寛文四年十二月父重信の南部家家督相続に伴い世子となる。」

(9) 註(4)であげた『遠野南部家系譜』参照。

(10) 『遠野市史』二六六頁。

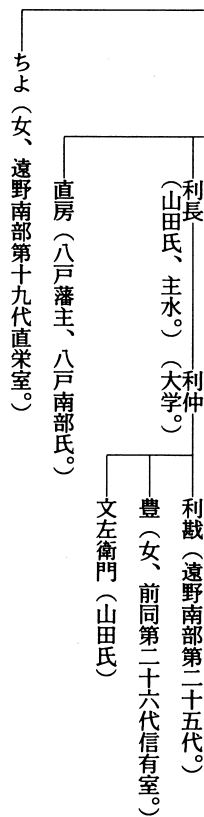
『盛岡南部家系譜』(近世初期)



遠野南部家と身延山(奥野)

慶(女、遠野南部第二十四代義論室、のち同第二十五代利戡室)。

遠野南部家と身延山（奥野）



（11）『波木井南部氏事蹟考』一三五頁。

彌六郎	彌六郎	法名日教	長義	長義	家譜・諸系図ノ 呼称	本尊分与帳ノ呼称	秋山氏本ノ呼称	家譜・諸系図ノ名	秋山氏本ノ名
彌三郎		六郎四郎	祐光	光経	次郎	六郎次郎	六郎次郎	實繼	清長
彌三郎	彌三郎	六郎三郎	實氏	家長	彌三郎	六郎三郎	六郎三郎	實氏	家長
彌三郎		六郎四郎	祐光	光経	次郎	六郎次郎	六郎次郎	實繼	清長

（12）『遠野市史』二三〇頁。

（13）『岩手県中世文書』中巻三頁。

八日圓置文写

ミのふさわの御事ハさかいをたててゑいたいきしんの上ハしさいしやうにみえたり これひとへにふもそうしんのけしやう  
 ほうおんのため也 然日圓かあとすゑくの中 もしふしんけたいのともから ミのふさわの御ためそらくを存せん ふて  
 うふけうの屋からハ一ふんも日ゑんあとをしろへからす けしやうの心ざしたにことなるあひた ミらいまていましめおく

ところなり

永仁参年十二月十六日

日圓(在判)  
(参考 遠野南部)

## 九日圓置文写

北八身延乃嶽 東八寺平の峯 南八鷹取まで 峯のあらしをさかい 西八春気をさかい也

永仁参年十二月十六日

日圓(在判)  
(参考 遠野南部)

- (14) 一疋は二反のことであるから六反。十文を一疋とすると五千文。二十五文を一疋とすると一万二千五百文となる。
- (15) 『身延山坊跡録』上四十四、「享保九甲辰閏四月十一日七十一才、當山三老」とある。
- (16) 『身延山坊跡録』下七十一。
- (17) 『遠野市史』三三五頁〜三三六頁。「幼名を市之助といって、中居林宗右衛門与真の五男として生まれた。……若い時から文武の才に優れているとして知られ……」
- (18) 妙福寺のことか。
- (19) 『身延山坊跡録』上三十八、岸之坊廿一世享保四年二月十三日化六十一才。
- (20) 『南部家文書』「一五六坊城俊清漆状案」
- (21) 『南部家文書』「一六六日裕書状」
- (22) 米沢藩領。現山形県。
- (23) 『身延山史』三二八頁。四十九世日地上人代の院代。祖山第五十五世山主。
- (24) 『みのぶ鑑』八六頁。「波木井の一家も峯城にて義実自害し給う。具には甲陽軍鑑にあり。又信玄の代に南部下野守を国中追出し給うより、南部波木井の家滅亡なり。」とある。
- (25) 『南部家文書』「一五九宇夫方平太夫賞書」に「前々より日圓公之子孫と申傳候而當山之内ニ住宅之者有之候へ共、髓ニそれと分明成儀無之候得共、其御家之儀委不存候故、此方之家ヲ書ニものせ置申候由ニ候、右之家當時主計と申候而、」とある。

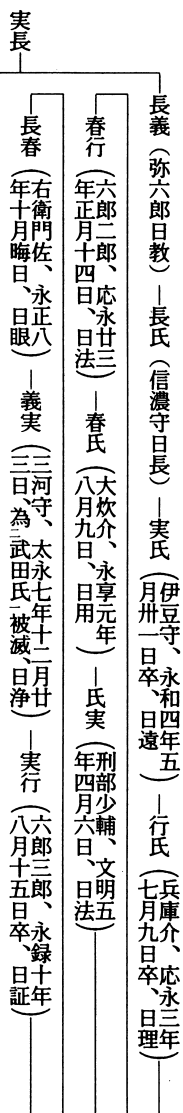
(26) 『身延山史』一八六頁。

遠野南部家と身延山(奥野)

遠野南部家と身延山（奥野）

（27）『身延山史』六一頁。

波木井実長後裔略系



実繼（彦次郎）— 長繼（四郎）— 師行（又次郎、泉州安部野戦死）— 政長— 信政— 信光— 政光— 長経— 光経— 長安— 守清— 政経— 信長— 治義— 義繼— 勝義— 政栄— 直栄— 直政— 直義— 義長— 義論— 利截

遠野南部家と身延山関連年表

西暦	元号	身延歴代	
一六二七	寛永五	二十六世 日暹	二十二代直義八戸から遠野に移封される。
一六六六	寛文六	二十八世 日奠	二十九世隆源院日蓮代に書状を以て音信復活。

遠野南部家と身延山（奥野）

一六八八	元禄 元	三十一世 日 脱	日脱自筆の曼荼羅本尊を南部家に授与。
一六八九	元禄 二	三十一世 日 脱	二十三代義長亡くなる。（四十八才）
一六九〇	元禄 三	三十一世 日 脱	義論義長の遺領を相続。（七才）
一六九一	元禄 四	三十一世 日 脱	日脱東山帝より紫袍勅許の綸旨。
一六九二	元禄 五	三十一世 日 脱	南部重信（七戸隼人）七十七才退隠。
一六九三	元禄 六	三十一世 日 脱	遠野地方冷害・凶作。
一六九四	元禄 七	三十一世 日 脱	遠野地方冷害・凶作、米価暴騰。
一六九五	元禄 八	三十一世 日 脱	遠野地方豊作。
一六九六	元禄 九	三十一世 日 脱	二十四代義論元服（十七才）・二十五代利戡元服（十六才）。
一六九七	元禄 十	三十一世 日 脱	遠野地方洪水・凶作。八戸南部二代直政亡くなる（三十九才）。
一六九八	元禄 十一	三十一世 日 脱	久遠寺日省書状・久遠寺當番知法院書状。
一六九九	元禄 十二	三十二世 日 省	南部義論願書写・義論家督を利戡にゆづる。
			鳥谷部六郎右衛門を代参させる。義論亡くなる（十八才）。
一六七五	延宝 三	三十世 日 通	二十二代直義亡くなる。（七十四才）
一六七六	延宝 四	三十世 日 通	南部藩主重信幕府から江戸火消し役を命ぜられる。
			二十三代義長火消名代。

遠野南部家と身延山（奥野）

一七〇〇	元禄十三	三十二世	日省
一七〇一	元禄十四	三十二世	日省
一七〇二	元禄十五	三十二世	日省
一七〇三	元禄十六	三十二世	日省
一七〇四	宝永元	三十二世	日省
一七〇五	宝永二	三十三世	日亨
一七〇六	宝永三	三十三世	日亨
一七〇七	宝永四	三十三世	日亨
一七〇八	宝永五	三十三世	日亨
一七〇九	宝永六	三十三世	日亨
一七一〇	宝永七	三十三世	日亨
一七一	正徳元	三十三世	日亨
一七二	正徳二	三十三世	日亨
一七二三	正徳三	三十四世	日裕
一七二四	正徳四	三十四世	日裕
一七二五	正徳五	三十四世	日裕
一七二六	享保元	三十四世	日裕
一七二七	享保二	三十四世	日裕
一七八	享保三	三十四世	日裕

遠野地方不作。

遠野地方凶作。

遠野地方冷害・凶作、南部重信亡くなる（八十七才）。

大林房智法院日秀遷化（五十九才）。南部藩主行信亡くなる。

善之助（若狭）盛岡城下に誕生。

学禅院日逢遷化（七十四才）。

遠野地方豊作。

遠野地方不作。

久遠寺常紫衣の繪旨を拝受。

二十五代利戡の代代參。南部藩主信恩亡くなる。

山本坊庫裡建立（日義・日明代）

利戡亡くなる（三十才）。

善之助を若狭と改めて二十六代を継ぐ。

玄理院日儀遷化。亨師退院、法資日裕に譲る。

妙音坊徳寿院日閑遷化。

南部通信亡くなる（四十四才）。広信八才で継ぐ。

久遠寺日裕書状（上人号宣下せられる）。

若狭を南部弥六郎信有と改める。

一七一九	享保四	三十四世	日裕
一七二〇	享保五	三十四世	日裕
一七二一	享保六	三十四世	日裕
一七二二	享保七	三十四世	日裕
一七二三	享保八	三十四世	日裕
一七二四	享保九	三十四世	日裕
一七二五	享保十	三十四世	日裕
一七二六	享保十一	三十四世	日裕
一七二七	享保十二	三十四世	日裕
一七二八	享保十三	三十四世	日裕
一七二九	享保十四	三十四世	日裕
一七三〇	享保十五	三十四世	日裕
一七三一	享保十六	三十四世	日裕
一七三二	享保十七	三十四世	日裕
一七三三	享保十八	三十五世	日竟
一七三四	享保十九	三十五世	日竟
一七三五	享保二十	三十五世	日竟
一七三六	元文元	三十六世	日潮
一七三七	元文二	三十六世	日潮
一七三八	元文三	三十六世	日潮

二十六代信有元服（十九才）。久遠寺諸堂覺書。  
 一道院日法遷化（六十一才）。西村吉左衛門覺書。  
 靈元法皇の宸翰を身延に賜う。  
 信彦、盛岡に誕生。

日亨遷化。

山本坊妙光院日明遷化（五十七才）。

松井坊智応院日感遷化（六十八才）。

山本坊本國院日義遷化（七十三才）。

本行坊本理院日住遷化（七十二才）。

義顔、盛岡に誕生。

波木井主計助実詔日見亡くなる。

高祖四百五十遠忌。南部信有書状案。  
 三上兵左衛門代參。

日裕退歳して一円庵に閑居。

定林坊智光院日妙遷化。

真浄房徳成院日性遷化（七十九才）。

信有亡くなる（三十四才）。

延山一老瑞光日貞遷化（七十二才）。

遠野南部家と身延山（奥野）

一七三九	元文 四	三十六世	日潮	大林房了勝院日禅遷化（七十才）。 高雲院格致院日慎遷化（六十五才）。 日圓尊儀四百五十遠忌。 馬場九右衛門代參。
一七四〇	元文 五	三十六世	日潮	
一七四一	寛保 元	三十六世	日潮	
一七四二	寛保 二	三十六世	日潮	
一七四三	寛保 三	三十六世	日潮	
一七四六	延享 三			